

松本サリン事件を教訓に、 報道被害や犯罪被害者の救済体制を整えたい



河野義行 さん

松本サリン事件（1994年）の第一通報者で、当初、事件の容疑者としてマスコミに報じられた会社員、河野義行さん。妻の澄子さんは今もお意識不明で、またご自身も毎日、夕方になると37度の熱が出るといいます。現在も尾を引くつらい経験を冷静に受け止め、メディアの無責任な報道を正し、さらに犯罪被害者のケアに対する不備を補うために、毎週のように、各地で開催される講演やシンポジウムで報道被害や冤罪、介護、家族といったテーマでお話しをされています。

今回は、河野さんの様々な活動とともに、人としての生き方について語っていただきました。

報道被害を防ぎ、 犯罪被害者を救済するために 自らの経験をもとに、全国各地で講演

私が講演を始めた理由の一つは、報道被害に対して、それを救うシステムをつくってほしかったことです。そして、もう一つは、犯罪被害者の救済法確立を訴えたかったことです。

一般的に「報道被害」というと、報道陣が家に押しかけ、家族や周辺住民などが迷惑を被ることまで含まれますが、特に私のように誤った報道によって受ける人権侵害は凄まじいものです。そこで、名誉回復に努めるのですが、その方法は民事訴訟か刑事告訴を起こすしかありません。裁判には、1000万円、2000万円という莫大な費用と時間がかかります。しかし、たとえ裁判に勝訴したとしても、賠償額は50万円とか100万円程度。被害者がメディアに対して裁判を起こそうとすると、救済どころか場合によっては私財を投げうつ覚悟が必要となります。海外の30数か国には様々な名前のプレスオンブズマンがあり、メディアと話し合いながら名誉を回復してくれます。万一、被害に遭った場合でも、そこに訴えれば、お金をかけずに自分の名誉を回復することができます。そのような組織を日本にもつくるべきです。

Yoshiyuki Kouno

また、メディア側に対しては、報道評議会を設立して、自分たちが間違ったときは自身で正し、再発しないようなシステム、つまりメディア責任制度をつくるよう提言しています。メディアの中にも個人的には変わろうとしている人や危機感を持っている人はいますが、会社単位になると、なかなか変わらないからです。どうということかという、例えば、新聞の場合は、記者が書いた記事をデスクあるいは局長がチェックしただけで外に出してしまいます。製造工場のような品質管理部門がないため、チェックが甘いわけです。さらに、業界を通しての良基基準がありません。例えば、松本サリン事件のとき、朝日、毎日、日経は匿名でしたが、中日、産経は名前が出ました。同じ内容なのに各社によって基準が違うというのでは意味がありません。しかし、このような活動を続ける中で、少しずつ変わってきているという感触はあります。

日本新聞労働組合連合に勉強会の講師として呼ばれたり、NHKの研修センターにも何度か行きました。報道被害者の生の声を聞いて、何かやっていかなければいけないという動きはあるのです。また、国からはメディア規制法案が出されており、すでに何とかしなければならぬ状況までできていることは確かです。

犯罪被害者への国の対応も、松本サリン事件以来、変わりました。それまで、被害者というのは警察にとって、言ってみれば犯罪を立証するための証拠物の一つに過ぎないといった扱いでした。自分に関する裁判についても、並んでクジを引かなければならなかったのが、今は当事者として傍聴できるようになりました。

一方、犯罪被害者の精神的、経済的、医療的なケアが法的に確立されていないというのが現実で、それを実現するために活動を続けています。その一環として、2001年8月、大学教授や弁護士、ジャーナリストの方々とともに、新宿に「リカバリー・サポート・センター」という犯罪被害者の相談窓口になるNPOを立ち上げました。国がやらないなら我々がやらないと。今後、議員の方々も巻き込むことで、法案として提出してもらおうとまで持っていく

いと考えています。

誰もが冤罪に遭う可能性があり、 加担してしまう可能性もある

冤罪は、ある日突然、わが身に降りかかってくるもので、事前に備えようがありません。ですから重要なのは、逮捕されてしまった後の対応です。当番弁護士制度といって、逮捕された人やその家族などが弁護士会に依頼すると、待機している弁護士がすぐに警察署などに駆けつけて接見し、アドバイスしてくれる制度があるので、まずはそれを利用することです。そうして、不当な扱いをされないよう、法的なチェックをしていくことが大事です。

また、黙っていたら冤罪を晴らすことはできません。推定無罪という法の原則から考えると、本来、自分の疑惑を自分で晴らす必要はなく、疑った方が証拠を持ってきて、それを証明すればいいのです。ところが、今の世の中はそれとは反対に「警察が疑っているのだから何かある」と。あげくの果てに「お前が潔白なら何もやっていないという証拠を出せ、それを出せなかったらお前はクロだ」と推定有罪の考えで動いているのです。そのため、自分の人権は自分で守るしかないのです。

事件報道において、真実を伝えるのは不可能だと思います。何が真実かというのは、容疑者が逮捕され、裁判の過程で明らかにされていくものです。したがって、新聞報道で大事なことは、そのときの事実をしっかりと伝えること



です。それが今の新聞は、様々な推測を織り交ぜたり、学者が入って「こうではないか」というコメントを入れたりするものだから、根も葉もない情報が一つの



Profile

こうの・よしゆき

1950年愛知県豊橋市生まれ。73年名城大学理工学部卒。94年に「松本サリン事件」に巻き込まれ、長野県警やマスコミによって犯人扱いされる。潔白の証明と名誉回復のため、日本弁護士連合会人権擁護委員会に人権救済を申し立て、また地元新聞社に対して民事訴訟を起こす。期せずして東京で「地下鉄サリン事件」が発生し、無実が証明される。マスコミ各社、県警本部長、国家公安委員長らが相次いで謝罪。その後は、サリン被害後遺症で寝たきりの妻を看病しつつ、シンポジウムなどで、客観的報道の重要性を訴えている。2001年春、その事件をもとにした映画「日本の黒い夏 - 冤罪 - 」(出演 中井貴一・寺尾聰)が公開された。長野県公安委員。著書に『「疑惑」は晴れようとも』(文春文庫),『松本サリン事件』(近代文芸社),『妻よ!』(潮出版社)など。

疑惑として定着してしまうのです。松本サリン事件以前は、私もそういった記事を疑いもせず、信じていました。しかし、現在は、誰が言ったのか分からない、ニュースソースをばかしている記事については100%信用することはせず、そういう情報があったのかと思う程度にとどめています。

冤罪は、警察の無理な捜査などが発端となり、マスコミの「犯人視報道」がそれを増幅させます。そうして、それを鵜呑みにした市民によって世論が形成され、逮捕の動きにつながっていくわけです。つまり、誰でも冤罪に遭う可能性があり、また加担する可能性もあるのです。

罪を犯した人の家族を励ます それが人としてのあるべき姿

アレフ(旧オウム真理教)の人たちが、社会的に理不尽なバッシングを受けています。それに対して、私は異議を唱えており、現地に乗り込んで講演もしています。実は先日、アレフ広報の荒木さん他2名の方が妻の見舞いに来てくれて、その後一緒に食事をしました。私は、そういう人たちとも普通につき合っています。彼らは、罪を犯したわけではないし、ごく普通の人たちなのです。それを世間では、「アレフ=殺人集団」というレッテルを貼り、信者の子どもたちの就学を許可しないとか、住民票を受理しないといったようなことがあるわけです。地域の住民の気持ちを変えていくには話し合うことが大切だと思いますね。

私は、和歌山カレー事件の林さんの家にも行ったことがあります。壁に「ヒ素注意」「人殺し」などと大きく書かれていたうえに、放火までされてしまいました。

ある人が殺人で逮捕されたら、周辺の人には「あれが人殺しの家」という言い方をして、その家族も、親戚も同罪と言わんばかりの言動をする。誰にもそんな権利はないはず。それを日本では、「あんなことをやったんだから、こちらは何をやってもいい」という風潮がまかり通ってし

まう風土があって、とても恐いですね。

アメリカでは、罪を犯した人の家族に対して「あなたたちは大変だけど頑張ってください」といった激励の手紙がたくさん届くといいます。私は、世の中というのはそれがあるべき姿だと思います。そうなるためには、子どもの頃から人を思いやることについて、しっかり教育することが大切なのではないでしょうか。「人権」という言葉は使わなくても、誰かが逮捕されたとき「まだあの人の方が犯人だと決まったわけではありません。いまの段階ではこういうことです」というように、小学校や中学校で正しい見方を分かりやすい言葉で教えていくべきです。

また、罪を犯した人に対して、子どもが「あいつを死刑にしろ」と声を上げたり、罪を犯した人の家族などを蔑視したりしません。まずは親である大人が人に対する優しさを自覚し、変わっていかうとすることが大事だと思います。



リカバリー・サポート・センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-6 オリエン特新宿201号

TEL 03-5919-0878 FAX 03-5919-0876

活動内容等は、河野義行オフィシャルホームページ

(<http://www.2k.biglobe.ne.jp/ndskohno/>) のCharityをご覧ください。

特集

人権にゆかりのある

場所を訪ねて

基本的人権とは、私たちが幸せに、かつ平等に

暮らしていくための大切な権利です。そしてそれは、

私たち一人ひとりが生まれながらにもっている固有のもので

皆さんは、日常生活の中で、

どのようなときに人権について考えられますか。

人権保障を実現し、差別や偏見をなくすために、

多大な努力を重ねてきた人たちがいたことを

知っておきたいものです。

京都の魅力は、古い社寺や文化財だけに

あるわけではありません。

ふだん何気なく見過ごしていた建物や通り、

石碑や標識などをよく観察してみてください。

人権文化が息づくまちのあちこちに、

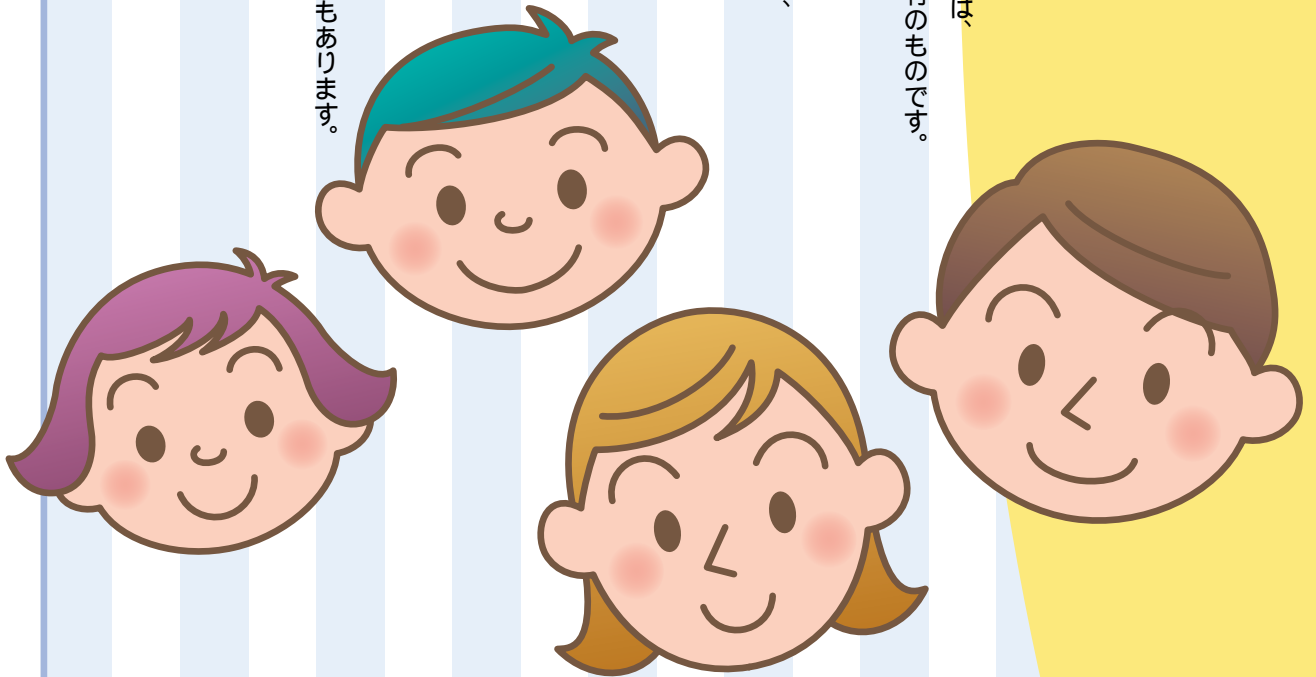
人権にゆかりのある史実や

物語を見ることができるよう。

京都が陽光にきらめく八月は、人権強調月間でもあります。

さあ、先人たちの足跡をたどりながら、

あらためて人権の大切さを考えてみませんか。



人権ゆかりの地マップⅢ

京都人権啓発推進会議発行「人権ゆかりの地をたずねて」を参考に作成しました。



當道職屋敷跡 / 地下鉄烏丸線「四条駅」から東へ徒歩約10分



室町時代、平家琵琶の技量に応じて、検校・別当・勾当・座頭の4職制が設けられるなど、目の不自由な人々を保護するための當道制度がつけられました。この制度の創始者、明石覚一の屋敷があった清聚庵は職屋敷と呼ばれ、技能試験や裁判などが行われていました。

ここがポイント 視覚という五感の一つを失った人々は他の感覚が優れて発達し、特別な能力を持つと考えられていたため、ハリやアンマなど医療への関与を独占的に認められていました。

京都市学校歴史博物館 / 市バス「四条河原町」から西南へ徒歩約5分



京都は、1869年に全国初の学区制小学校となる番組小学校（64校）が開校するなど、近代教育発祥の地として知られています。元開智小学校跡に開設した学校歴史博物館では、貴重な資料や美術工芸品などを展示して京都の教育の歴史を紹介しています。

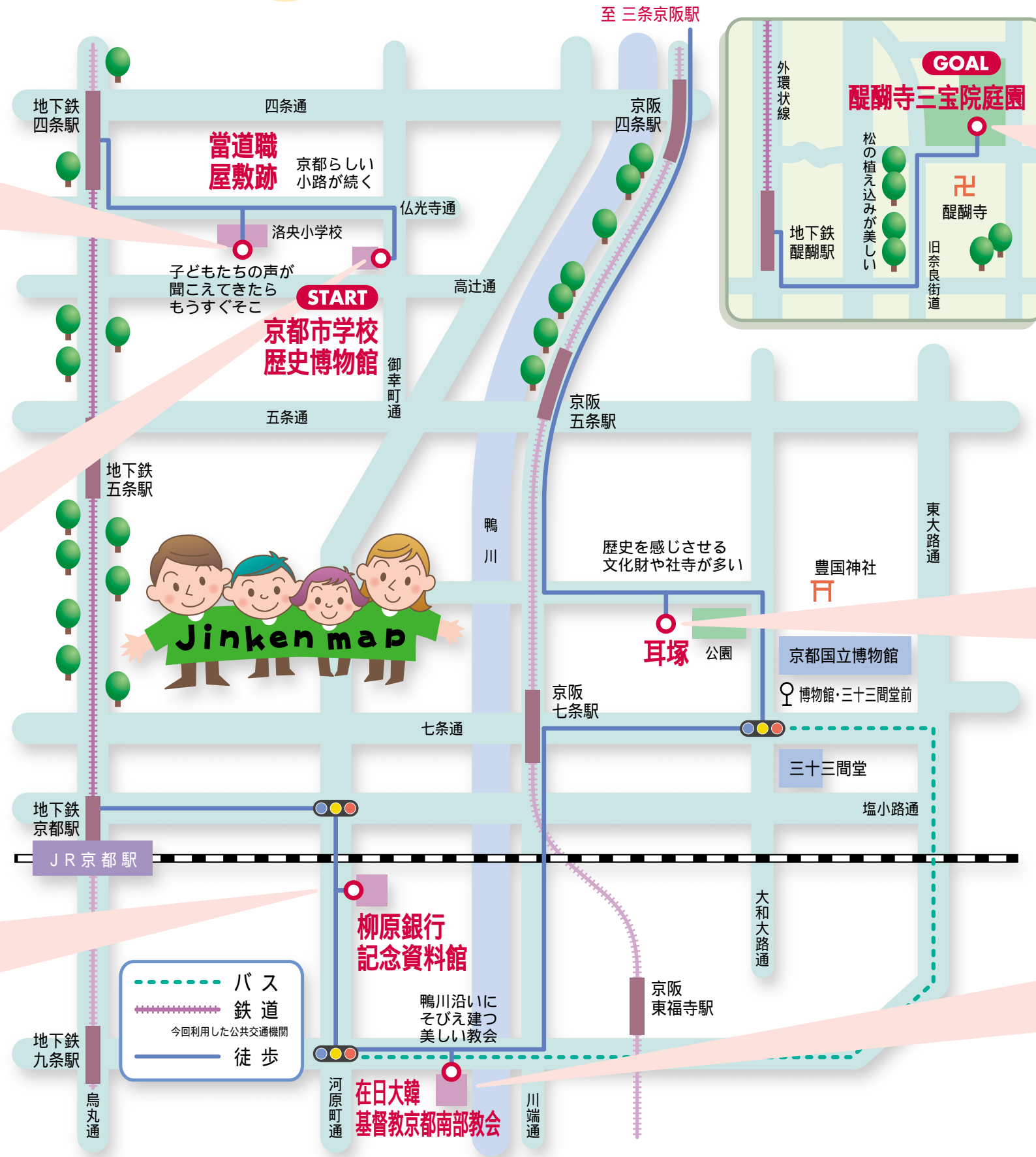
ここがポイント 町衆の手によって誕生した番組小学校は、京都が培ってきた自治と学問の伝統を具体化したものでした。京都における人権文化の思想は、まさにこの場所で育まれたのです。

柳原銀行記念資料館 / JR京都駅から東へ徒歩約8分



柳原町の町長だった明石民蔵は、差別と貧困に苦しむ人々の生活向上に尽力した人物です。1899年、彼らによって設立された柳原銀行は、地元産業の振興や教育の発展に多大な貢献をしました。現在では、同和問題を中心に様々な人権について考える資料等を展示しています。

ここがポイント 経済活性化のための自主的な取組によって、差別と偏見を撤廃しようとした先人たちの思いと、その後の人権確立のための歴史が、この建物に刻み込まれているのを感じることができるでしょう。



醍醐寺三寶院庭園 / 地下鉄東西線「醍醐駅」から東へ徒歩約10分



醍醐寺三寶院の庭造りは、荒廃した寺の復興を目指して1598年から始められました。その中心的な役割を担ったのが、河原者、庭者と呼ばれて差別を受けていた人々です。与四郎や賢庭という名の庭者が、優れた才能を発揮して美しい庭園を造り上げました。

ここがポイント 江戸時代になると、身分の低い人々が作庭に携わることができなくなります。桃山時代に作られた三寶院の庭園は、差別や偏見にとらわれず自由な発想で生み出されたものです。

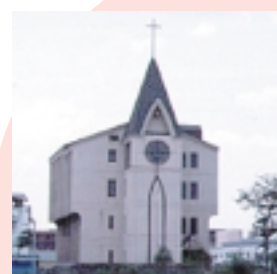
耳塚 / 市バス「博物館・三十三間堂前」から北へ徒歩約5分



豊臣秀吉の2度にわたる朝鮮侵略の爪跡を伝える石塔。軍功の証として、韓国・朝鮮人たちの耳や鼻を切り落として日本に送り届けたものが納められておられます。その数は5万とも10万ともいわれ、今も花を手向けに訪れる人が後を絶ちません。

ここがポイント 侵略戦争は、いつの時代も残酷な行為をとめます。兵士だけでなく、多くの女性や子どもたちが犠牲となった、悲しい歴史の教訓を語りかけてくれる石塔です。

在日大韓基督教京都南部教会 / 市バス「九条河原町」から東へ徒歩約7分



戦前、民族の解放と救済を訴える韓国・朝鮮人のキリスト教会は、特高警察などから警戒の目を向けられ、礼拝用語に日本語を強要されるなど、様々な弾圧が行われました。現在の南部教会は1995年に新築され、在日韓国・朝鮮の人たちの信仰の拠りどころとなっています。

ここがポイント 治安維持法という名のもとに、多くの牧師や信徒たちが逮捕・追放されるなど、韓国・朝鮮の人々の自尊心や誇りを奪う歴史的事実があったことを心に留めておきたいものです。

人、輝いてます！



森田さん
左側

障害のある人もない人も 一人ひとりが主人公

障害者シンクロナイズドスイミングは、障害の有無や性別、年齢にかかわらず、誰もがチャレンジすることができるスポーツです。今回は、その生みの親である森田さんの取組を紹介しながら、スポーツを通じてのノーマライゼーションとは何かを考えます。

軽快な音楽に合わせて、水中ではつらつとした演技が披露されます。障害のある人とない人が共に参加できるスポーツ、それが障害者シンクロナイズドスイミングです。

「参加者の表情がいきいきと輝いているんですよ」とこやかに話すのは、全国障害者シンクロナイズドスイミング連絡会の会長を務める森田美千代さん。今から20年前、障害のある人のための水泳教室の指導にかかわるうち、「タイムを競うのではなく、もっと楽しみながら泳げないか」と考え、自分が学生時代に経験したシンクロを水泳に取り入れるようになったそうです。1983年には世界で最初の障害者シンクロチーム「コスモスの会」が、また1993年には市立呉竹養護学校に通学する生徒と保護者を中心とする「セーラームーン」が発足しました。



コスモスの会、セーラームーンのメンバー

「一人で水に入ることが難しい人でも、パートナーと助け合うことで、様々な動きが表現できるようになるんです。泳げなければ歩けばよいし、浮くことが難しければ支えてもらえばいい。泳ぐというのは、水中で自由を獲得することだと思っています」と森田さん。参加者の中には、四肢が動かない人や目が不自由な人などもたくさんおられます。最初は水に顔をつけるのがやっとという人でも、泳ぎたいという前向きな気持ちさえあれば、水中にもぐったり、前回りができるようになるそうです。「介助してあげる・してもらう」という関係ではなく、互いに演技者として補い合い、一つの演技をつくり上げるところに障害者シンクロの魅力があるのです。



二人の演技が華麗なデュエット

「これまでの障害者スポーツは、どちらかというと地味なものが多かった。でも、障害者シンクロは、演技している最高の自分をたくさんの人に見てもらって自己表現の場なんです。障害のある人の中には、スポーツは自分でするものではなく、見るものだと思っている人も少なくありません。だからこそ、より多くの人に障害者シンクロを知ってほしいし、取り組んでほしい」と森田さんは話します。参加者の中には、重い障害があり、ヘルパーさんに助けられて、タクシーで何とか練習に通う人もいます。また、ほとんど寝たきりだったのに、シンクロと出合っただけで体力を回復された人もあったそうです。まさにシンクロは自分を輝かせるスポーツであり、障害のある人にとって、一つの生きがいづくりに役立っているようです。

森田さんらの地道な取組によって、障害者シンクロの輪は徐々に広がりを見せ、1992年、第1回全国障害者シンクロフェスティバルが京都市障害者スポーツセンターを会場に開催され、東京や大阪などから54名の参加を得ました。今年5月には、第11回大会が開催され、全国12都府県から264名の参加を数えるまでになったそうです。昨年、福岡で行われた世界水泳選手権大会では、各国から集まった大会役員の前で障害者シンクロを披露し、世界に向けて発信しています。また、京都市障害者スポーツセンターのプールでは、元日本代表選手などが、ボランティアで練習を手伝うこともあります。

「これまでスポーツとは縁がなかった重い障害をもつ人に、もっと普及させていきたい。パラリンピックの正式種目になればいいですね」と笑う森田さんからは強い意志が感じられました。

問合せ先
全国障害者シンクロナイズドスイミング連絡会事務局
TEL:075-702-3370 FAX:075-702-3372

人権擁護委員

今号のワード



人権擁護委員を知っていますか。人権擁護委員は、市民の基本的な人権が侵害されないように見守り、人権の侵害があったときには、その良き相談相手になってくれる心強いパートナーです。京都市内では、39名の人権擁護委員が様々な人権啓発活動に努めています。

「近所の方が自分の悪口を言いふらしている」「会社でセクハラ被害を受けている」。人権問題で悩んでいるけれど、どこに相談していいのかわからない…。そんな身近な問題に対して、じっくりと話を聞いてきめ細かなアドバイスを

人権意識を高めてもらうために、地域や学校で人権に関する作文などを書いてもらうように働きかけたり、街頭で人権の啓発物品の配布や人権パレードを行ったりしています。また、憲法週間（5/1～7）や法の日週間（10/1～7）、人権週間（12/4～10）の期間中は、市内の百貨店などで特設の人権相談所を開設し、様々な相談を広く受け付けています。「人権が侵されているかもしれない！」そう感じたときには、まず、皆さんの身近な人権擁護委員を訪ねてみてください。

してくれるのが人権擁護委員です。その相談内容は、家庭内の問題や近所とのもめごと、いじめや体罰、DV（ドメスティック・バイオレンス）、同和問題など多種多様です。昨年1年間で、京都市だけで2,433件の相談が寄せられました。人権を侵害された人の救済のための調査や情報収集をしたり、裁判が必要な場合は弁護士を紹介することもあります。もちろん、相談は無料で、難しい手続きも不要。相談内容については、秘密が固く守られるので安心です。まさに、人権擁護委員は地域社会の中の身近な相談相手といえるでしょう。

人権擁護委員は京都市方法務局に常駐して人権相談を受け付けているほか、子どもと女性の人権問題については、それぞれ「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」という専門の相談窓口を設置しています。特に、女性問題については女性の委員が対応してくれるのもうれしい配慮です。

さらに、人権擁護委員は相談を受けるだけでなく、人権のための啓発活動も行っています。例えば、

人権擁護委員への相談窓口

京都地方法務局 人権擁護課
TEL/075-231-0131

京都市上京区荒神口通河原町東入
相談時間 / 月曜～金曜 10時～15時(来所相談も可)

子どもの人権110番

TEL/075-231-2000

(京都市方法務局 人権擁護課内)
時間 / 毎週月曜 13時～16時

女性の人権ホットライン

TEL/075-231-2014

(京都市方法務局 人権擁護課内)
時間 / 毎週金曜 13時～16時

上記時間以外でも、法務局の専門スタッフが相談に応じます

京都市人権連続講座

もっと知りたい人権の輝き2002

1
9/7[土]

講師
森元美代治氏
国立療養所
多磨全生園前自治会長



尊厳回復の願いと私のたたかい
～ハンセン病を生きて～

2
9/14[土]

講師
石井めぐみ氏
女優



やさしいまち やさしいひと

受講無料

1 2 いずれも

時間 14:00～16:00

【1】のみ講演の前に人権啓発標語の入選作品の表彰式を行います。

会場
京都会館会議場 左京区岡崎最勝寺町13

定員 200名(申込多数の場合は抽選)

申込方法

はがきに住所・氏名(ふりがな)・電話番号・受講希望の別(連続・個別12の別を明記)を書いて8月14日(水)必着で。託児(1歳以上就学児未満)手話通訳 要約筆記をご希望の方はその旨を明記してください(補聴器用磁気ループ設備あり)。

申込・問合せ先

〒604-8571
京都市人権文化推進課
☎222-3381

人権啓発標語決定!

平成14年5月1日から31日までの期間に公募した「人権啓発標語」は、計1269点の応募があり審査の結果計5点の作品が選ばれました。

表彰式:9月7日(土)14:00～ 京都会館会議場(人権連続講座会場)

- 市長賞 「同じです あなたとわたしの 大切さ」
奥野吉博さん(44歳) 宇治市在住
 - 文化市民局長賞 「ステキだね 人の痛みが わかる人」
杉浦 佑さん(11歳) 京都市右京区在住
 - 佳作 「あなたの“差別”じっと見ている 子どもの目」
松下義昭さん(50歳) 京都市中京区在住
「無視しないで!! それはイジメの第一歩」
小城香峰子さん(14歳) 京都市伏見区在住
「広げよう!心の輪 家庭・地域・職場から」
稲葉昌平さん(71歳) 相楽郡木津町在住
- 問合せ先 京都市人権文化推進課 ☎222-3381

すべての市民が日々の暮らしの中でいきいきと暮らせる「福祉のまち・京都」を旨とし、障害のある人の社会参加や自立促進、福祉の増進の実現に向けて、一緒に考えてみませんか。障害についての正しい理解と認識を一段と深めるため、パネルや作品展示のほか、授産施設・共同作業所等の製品、作品販売、バザーなどが行われます。

平成14年度 京都市障害者福祉総合展開催のお知らせ

入場無料。お気軽にお越しください。

9月21日 / 11:00～16:00

9月22日 / 10:00～15:30

京都市勧業館「みやこめっせ」

問合せ先 京都市障害福祉課 ☎251-2385

同時開催

第35回全国精神障害者家族大会京都大会 第5回世界精神障害者家族団体連盟WFSAD世界大会

平成14年10月10日(木)・11日(金)

11日[金] 11:00～ 記念講演「人としての尊厳」
鶴見俊輔氏

国立京都国際会館

京都市左京区宝ヶ池

主催:(財)全国精神障害者家族会連合会、
京都府精神障害者家族会連合会、
世界精神障害者家族団体連合会WFSAD
共催:京都府 京都市

問合せ先 京都市地域医療課 ☎222-3423

第11回民族の文化にふれる集い

～豊かな文化との出会いと交流～

韓国・朝鮮及び日本の文化・芸術の発表を通して、市立学校と民族学校の子どもたちとの交流を図る場として開催します。

舞台発表 民族舞踊・民族楽器の演奏・歌謡
民話等の朗読・劇
歌・遊び等の交流 など

作品展示 民話 民族衣装 行事等の絵
朝鮮だこ等の手作り遊び道具 など

平成14年11月23日(土)13:30～
京都こども文化会館(エンゼルハウス)

問合せ先 京都市教育委員会教育計画課 ☎222-3815

ツラッティ千本特別展

住民参加による市営住宅の建替

パートナーシップで生まれた「らくし21」

案只市営住宅第21棟の模型や
住民自ら進めてきたまちづくり活動、
ワークショップの展開等の資料展示

入場
無料

平成14年6月1日(土)～8月31日(土)

開館時間 10:00～16:30

ツラッティ千本(北区紫野花ノ坊町23-1)

休館日 日曜日、祝日、第2・4土曜日

問合せ先

ツラッティ千本 ☎493-4539

京都市案只コミュニティセンター ☎492-7320

柳原銀行記念資料館 第11回特別展

柳原銀行と 崇仁ビオトープ

～ぼくたち、わたしたちが考えたビオトープ～

明治期の地元の人々の熱意で設立された柳原銀行とともにこの春地域が一体となって完成したビオトープ(野生の生物が生息する場所)を紹介

平成14年7月15日(月)～9月30日(月)

開館時間 10:00～16:30

柳原銀行記念資料館

下京区下之町6-3

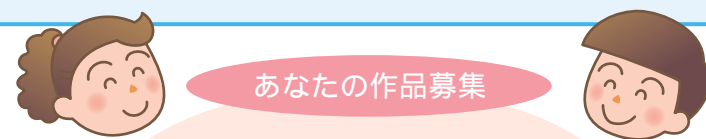
休館日

日曜日、祝日、第2・4土曜日

問合せ先 柳原銀行記念資料館

☎371-8220(代表:京都市崇仁コミュニティセンター)

入場無料



あなたの作品募集

心の輪を広げる体験作文・障害者の日のポスター

障害のある人となない人が互いに理解しあうために「心の輪を広げる体験作文」と「障害者の日のポスター」を募集します

作文

テーマ

出会いふれあい心の輪

応募資格

小学生以上(盲・聾・養護学校を含む)

字数

小学生・中学生部門

400字詰原稿用紙2～4枚

高校生・一般部門

400字詰原稿用紙4～6枚

ポスター

テーマ

障害のある人となない人の相互理解を促進するもの

応募資格

小学生・中学生(盲・聾・養護学校を含む)

規定

中学生部門は標語その他の文字も使用可。

画用紙B3判

(満たない作品はB3判の台紙に貼る)。

作品は縦位置(縦長)のみ。未発表に限る。

締切 9月10日(必着)

申込方法

いずれの募集も住所・氏名(ふりがな)・年齢(生年月日)・職業又は学校名(学年)・性別・電話番号を明記した別紙を添付

応募・問合せ先

〒604-8101 中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 朝日ビル1階

京都市障害福祉課

☎251-2385 FAX 251-2940

出かけて見よう

あんなトコ

こんなトコ



「京都市洛西ふれあいの里保養研修センター（ふれあい会館）」は、高齢者に優しい保養施設ですが、高齢者だけでなく、すべての人が共にいきいきと過ごせるように工夫されています。入り口には、車いすのためにスロープが設置され、館内のいたるところに手すりを取り付けられています。また、誘導チャイムの設置や、廊下に点字ブロックが敷かれているなど、目の不自由な人が移動する時も安心です。

一般のホテルと同じように利用できる宿泊室は14室あり、洋室にはすべて電動ベッドとナースコールが完備されています。一泊二食で5100～7100円と格安の料金で宿泊することができるのもうれしいですね。また大浴場は、



全室電動ベッド付きの洋室。
ナースコール完備で万一の際も安心。

施設職員が付き添って更衣室から浴場までシャワーいすで移動できるなど京都随一のバリアフリーが徹底しています。100人収容の宴会室をはじめとする研修室もあるので、自主的な会合やサークル活動に活用できるほか、介護が必要なお年寄りと家族と一緒に保養に訪れるなど、年齢や障害に関わらず快適に過ごせる保養施設として好評です。

一方、2階の創作実習室では様々な教養講座が開講されており、陶芸や竹細工などに打ち込むお年寄りの姿が見られます。また、健康増進室では様々な機器を使った体力測定や骨密度測定も実施されています。会員制ではないので、誰でもいつでも利用することができます。体力向上のために、心地よい汗を流したり、講座を通じて趣味や交流の輪を広げたりしながら、老後の生きがいを見つける人も多いようです。

そして高齢者を介護する立場の人をサポートするのが、館内にある「京都市介護実習・普及センター」。介護機器展示室には、電動車いすなど、最新の介護機器が400点ほど展示されており、実際に使うことができ、介護相談員による個別相談も随時受け付けて

健やかな 長寿社会のために

高齢者のいきいきした暮らしを支援するために創設された「京都市洛西ふれあいの里保養研修センター（ふれあい会館）」は、長寿社会に向けて、すべての人が快適に過ごせる交流の場として注目されています。

います。また、介護実習室で定期的に行われる介護講座では、特製のセットを装着して高齢者の気持ちになってみる高齢者疑似体験講座が好評です。受講者の中には「体験して初めて、高齢者の気持ちがよくわかった。もっと早く体験していたら...」と話す人も。

2015年には国民の4人に1人が高齢者になるといわれる中で、高齢者に対する身体的・心理的虐待といった人権問題が社会問題となっています。介護する人、される人がお互いに理解し、助けあうことがますます大切になってきています。誰もが気軽に利用できるふれあい会館で、心身ともにリフレッシュしながら、共に生きることの大切さについて考えてみませんか。

京都市洛西ふれあいの里保養研修センター (ふれあい会館)

〒610-1101 京都市西京区大枝北沓掛町1丁目3-1
<http://www.mediawars.ne.jp/fukusi/>

宿泊・貸室利用

予約時間 / 9:00～20:00

休 所 日 / 年末年始

京都市介護実習・普及センター

開所時間 / 9:00～12:00, 13:00～17:00

休 所 日 / 日曜・年末年始

健康増進室

開所時間 / 9:30～12:00, 13:30～16:00

休 所 日 / 日曜・年末年始

交通機関 / 阪急「桂」駅西口から市バス西5系統「桂坂」行

「ふれあいの里」下車すぐ

阪急「桂」駅東口から京都交通バス「桂坂」行

「ふれあいの里」下車すぐ

京都市内(一部を除く)から10名以上ご利用の場合はリフト付き送迎バスを運行します

京都市洛西ふれあいの里保養研修センター ☎333-4651

利用予約専用 ☎333-4655 FAX 333-4664

健康増進室・介護機器展示室 ☎333-4656

編集後記 日本中、世界中の多くの人たちが熱く、そして一つになったワールドカップ(W杯)。日・韓共同開催という新しい形での大会は、私たちに素晴らしい感動を与えてくれました。「サッカーにそれほど興味はなかったけど...ベッカムのプレーを見たかったから」。きっかけはともあれ、各国チームの芸術的なプレーに酔い、自国だけの応援にとどまらず、他国のサポーターと一緒に応援をする、そんな光景があらこちらで見られました。W杯をスポーツの祭典だけに終わらせず、国や考え方が違っても、日々の暮らしの中で「互いに認め合う」気持ちを大切にしたいものです。(K)
本誌に対するご意見、ご感想を右記までお寄せください。この情報誌は、年3回(5月、8月、12月)発行します。

ひと・まち・ロマン 元京都市・京都

発行日 平成14年8月1日

発行 京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地

☎075(222)3381

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/index.html>
京都市印刷物第140370号

この情報誌は、区役所・支所の地域振興課、市役所の市政案内所ほかで配布しています。郵送をご希望の方は、返信用切手(140円分)を同封のうえ、京都市人権文化推進課までお申し込みください。